

平成30年度中山間地域における農と観光の連携調査業務仕様書

1 目的

中山間地域は、平坦部に比べて農業生産条件が不利で、農業所得の確保が難しい。その一方で、特徴的な農産物、美しい景観、郷土食、文化、自然など、数多くの地域資源（宝）に恵まれている。

そこで、中山間地域における所得確保策の一つとして、地域資源を活かした農業体験を含む観光商品化の方向を探るため、中山間地域における地域資源を調査分析し、農業と観光が連携した観光商品の試行・結果分析を行い、観光商品として提案する。

2 業務内容

(1) 中山間地域における地域資源の調査分析

中山間地域の観光農園、農村レストラン、農業体験、農村文化、フットパス、料理・加工品、農家民宿などの地域資源を調査分析する。

調査は、平成29年度に調査を行った17地域を除く別添の中山間地域21地区とする。

※平成29年度に調査を行った17地域

- ①熊本：河内町、②宇城：三角・不知火町、③宇城：美里町、④玉名：和水町、⑤鹿本：鹿北町・鹿本町・菊鹿町、⑥菊池：菊池市、⑦阿蘇：南阿蘇村、⑧上益城：山都町、⑨八代：泉村・五家荘、⑩芦北：芦北町、⑪芦北：津奈木町、⑫芦北：水俣市、⑬球磨：錦町、⑭球磨：球磨村、⑮球磨：水上村、⑯天草：天草市、⑰天草：大矢野町（湯島）

分析は、平成29年度の調査結果を含め、観光商品の素材として分析し、見やすく、検索しやすく整理する。

(2) 農業と観光が連携した売れる観光商品の試行と結果の調査分析

2の(1)で調査分析した地域の内、中山間農業モデル地区支援事業実施地区（別添14地区）のうち、6地域以上（①八代：八代市鶴喰、②鹿本：山鹿市岳間、③上益城：山都町入佐、④阿蘇：高森町草部南部+2地区）を中心とした6地域以上の住民と協議を行ったうえで、農業と観光が連携した観光商品の試行を行い、参加者や農家等の地域住民へのアンケート結果や収支の調査分析を行う。

試行数は、6地域以上とし、試行に参加する旅行者は、合計120人以上。農家等の地域住民の参加は合計20人以上とする。

(3) 中山間地域における観光商品としての提案（4事例以上）

2の(2)で試行、分析評価した結果を踏まえ、「熊本県の中山間地域におけるビジネスモデルとして成り立つ観光商品の提案」として報告書に掲載する。

3 委託期間

委託契約締結の日から平成31年3月15日（金）まで

4 業務の管理・執行体制

(1) 業務を適正かつ確実に執行できる体制を作ること。

- (2) 県との窓口として、常に連絡の取れるスタッフを配置すること（正・副2人）。
- (3) スケジュールの管理を行い、適切に業務を進めること。

5 作業計画

受託者は契約締結後速やかに作業計画書（実施スケジュールと体制）を作成し、県に提出する。

6 成果品

成果品（実績報告書）は、A4版のカラーで20部作成し、併せてデータを保存したCD-ROMを10枚作成し、熊本県に提出する。

7 権利

委託業務に関するすべての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。提出された実績報告書は、ホームページ「ふるさと応援ねっと」に掲載予定。

8 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、県担当職員との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得たときは、この限りでない。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用しない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に関する会計処理について、他業務等と明確に区分して行う。
- (5) 受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿の整備に努め、業務完了後においても5年間保存する。
- (6) 受託者が本仕様書その他委託者の指示に従わない場合、あるいは委託内容の履行が困難であると判断される場合、委託者は委託契約を解除することがある。
- (7) 本仕様書に定めがない事項であっても、関連する事項が生じた場合、受託者は委託者の指示により、契約金額の範囲内でこれを実施する。
- (8) 県は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報の提供等について、支障のない範囲で協力する。
- (9) その他、本仕様書に定めがない事項、あるいは疑義が生じた事項については、県と受託者の協議によりこれを解決する。